

令和2年度以降の就学援助費制度について

就学援助とは、経済的理由や東日本大震災で被災したことにより経済的な負担が増え、就学が困難と認められる小中学校の児童生徒がいるご家庭に対して、国の就学援助制度に基づき、**学用品費、給食費、修学旅行費等の一部を援助している制度です。**

また、被災理由による就学援助費については、生活再建による経済的負担を考慮して一般の就学援助における所得基準よりも高い基準で認定することにより、所得要件の緩和を行ってきました。

しかし、発災から約9年が経過し、国では復興期間の終了が迫っていることを踏まえて、被災理由による就学援助制度を縮小するという通知がありました。

これを踏まえ、令和2年度は、以下のとおり認定要件の見直しを行うこととしましたのでお知らせします。

▼ 就学援助を受けることができる方

小中学校に在籍する児童生徒の保護者で、経済的理由によって就学困難と認められ、次のいずれかに該当する場合

【認定要件（支給対象者）】

一般

- 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者。
- 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者。

ア 生活保護の停止又は廃止	イ 町民税の非課税又は減免
ウ 個人の事業税の減免	エ 固定資産税の減免
オ 国民年金の掛金の減免	カ 国民健康保険の保険料の減免又は徴収の猶予
キ 児童扶養手当の支給	ク 世帯更生資金の貸与
- その他 上記以外で特別な事情により経済的に就学困難である場合。

※ 東日本大震災の津波による固定資産税の減免は対象外です。

★被災

■東日本大震災による被災世帯

東日本大震災に起因する事情により、所有または居住する住宅が、り災証明書により全壊、大規模半壊または半壊と判定されており（一部損壊を除く）経済的理由から就学が困難となった世帯で、一般認定要件に相当する方。

※ り災証明書と、一般の認定要件と同様の証明書等（世帯全員の非課税証明書、児童扶養手当証明書 等）の提出が必要となります。

※ り災証明書が発行されていても、必ずしも認定になるわけではありません。

▼ 令和2年度からの対象者のイメージ

